

# 厚生労働省における過労死等の 防止対策の実施状況

厚生労働省

# 「過労死等ゼロ」緊急対策（平成28年12月26日長時間労働削減推進本部決定）

## 1 違法な長時間労働を許さない取組の強化

### （1）新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底 平成29年1月20日より実施

企業向けに新たなガイドラインを定め、労働時間の適正把握を徹底する。

### （2）長時間労働等に係る企業本社に対する指導 平成29年1月20日より実施

違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対して、全社的な是正指導を行う。

### （3）是正指導段階での企業名公表制度の強化 平成29年1月20日より実施

過労死等事案も要件に含めるとともに、一定要件を満たす事業場が2事業場生じた場合も公表の対象とするなど対象を拡大する。

### （4）36協定未締結事業場に対する監督指導の徹底 平成28年度第4四半期に実施

## 2 メンタルヘルス・パワハラ防止対策のための取組の強化

### （1）メンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導 平成29年4月1日より実施

複数の精神障害の労災認定があった場合には、企業本社に対して、パワハラ対策も含め個別指導を行う。

### （2）パワハラ防止に向けた周知啓発の徹底 平成29年4月1日より実施

メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際に、「パワハラ対策導入マニュアル」等を活用し、パワハラ対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等も含め指導を行う。

### （3）ハイリスクな方を見逃さない取組の徹底 平成29年6月1日より実施

長時間労働者に関する情報等の産業医への提供を義務付ける。

## 3 社会全体で過労死等ゼロを目指す取組の強化

### （1）事業主団体に対する労働時間の適正把握等について緊急要請 平成29年2月7日に要請

### （2）労働者に対する相談窓口の充実 平成29年度より実施

労働者から、夜間・休日に相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」の開設日を増加し、毎日開設するなど相談窓口を充実させる。

### （3）労働基準法等の法令違反で公表した事案のホームページへの掲載 平成29年5月10日より掲載

# 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」(労働政策審議会29.9.15答申)の概要

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずる。

## I 働き方改革の総合的かつ継続的な推進

働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」(閣議決定)を定めることとする。(雇用対策法)

## II 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

### 1 労働時間に関する制度の見直し(労働基準法)

- ・時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定。  
(※)自動車運転業務、建設事業、医師等について、猶予期間を設けた上で規制を適用等の例外あり。研究開発業務について、医師の面接指導を設けた上で、適用除外。
- ・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。また、使用者は、10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。
- ・企画業務型裁量労働制の対象業務への「課題解決型の開発提案業務」と「裁量的にPDCAを回す業務」の追加、高度プロフェッショナル制度の創設等を行う。(企画業務型裁量労働制の業務範囲を明確化・高度プロフェッショナル制度における健康確保措置を強化)

### 2 勤務間インターバル制度の普及促進等(労働時間等設定改善法)

- ・事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。

### 3 産業医・産業保健機能の強化(労働安全衛生法等)

- ・事業者から、産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供することとするなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。

## III 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

### 1 不合理な待遇差を解消するための規定の整備(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)

短時間・有期雇用労働者に関する正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。併せて有期雇用労働者の均等待遇規定を整備。派遣労働者について、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇、②一定の要件※を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。また、これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備。

(※)同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等

### 2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)

短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。

### 3 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備

1の義務や2の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。

# 11月の過労死等防止啓発月間における取組事項①

## 1. 国民への周知・啓発

### (1) 過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、11月を中心に47都道府県で計48回、開催

【専用HP】 <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

### (2) ポスター掲示、パンフレット・リーフレットの配布、新聞広告やWEB広告の掲載

	開催日	会場		開催日	会場
北海道	11月24日	札幌市男女共同参画センター	三重	11月30日	四日市商工会議所
青森	11月18日	リンクステーションホール青森	滋賀	11月25日	大津市勤労福祉センター
岩手	11月28日	エスポワールいわて	京都	11月17日	池坊短期大学こころホール
宮城	11月18日	せんだいメディアテーク	大阪	11月2日	コングレコンベンションセンター
秋田	12月9日	秋田テルサ	兵庫	11月17日	ハーバーホール
山形	11月14日	遊学館 山形県生涯学習センター	奈良	11月14日	奈良商工会議所
福島	12月2日	ビッグパレットふくしま	和歌山	11月29日	和歌山ビッグ愛
茨城	11月5日	つくば国際会議場	鳥取	11月21日	鳥取ウシントンプラザホテル
栃木	11月2日	宇都宮市文化会館	島根	11月22日	パルメイト出雲
群馬	11月26日	群馬県公社総合ビル	岡山	11月11日	アークホテル岡山
埼玉	11月16日	埼玉会館	広島	11月22日	広島YMCA国際文化センター
千葉	11月18日	ホテルプラザ菜の花	山口	11月24日	DREAM SHIP 下関市生涯学習プラザ
東京	11月6日	立川グランドホテル	徳島	11月20日	とくぎんトモニプラザ
	11月8日	イイノホール	香川	11月30日	香川県社会福祉総合センター
神奈川	11月2日	TKPガーデンシティPREMIUM 横浜ランドマークタワー	愛媛	11月4日	愛媛大学グリーンホール
新潟	11月30日	コープシティ花園ガレツソホール	高知	12月2日	高新文化ホール
富山	11月18日	富山県民会館	福岡	12月10日	TKPガーデンシティ天神
石川	11月16日	石川県地場産業振興センター	佐賀	10月22日	メートプラザ佐賀
福井	11月19日	響のホール	長崎	11月23日	長崎県勤労福祉会館
山梨	11月30日	ベルクラシック甲府	熊本	11月11日	TKPガーデンシティ熊本
長野	11月14日	JA長野県ビル	大分	11月25日	大分商工会議所
岐阜	11月13日	ワークプラザ岐阜	宮崎	11月17日	宮日会館
静岡	11月29日	CSA貸会議室レイアアップ御幸町ビル	鹿児島	12月2日	かごしま交流センター
愛知	11月28日	名古屋国際センター	沖縄	12月7日	沖縄産業支援センター

過労死をゼロにし、  
健康で充実して  
働き続けることの  
できる社会へ



毎年11月は  
「過労死等防止啓発月間」です。

労働者の皆さん  
心身の不調に気づいたら、  
周囲の人や専門家に相談を。

事業者の皆さん  
労働者の方々が相談しやすい  
環境づくりが必要です。

厚生労働省  
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>  
人事院 内閣官房内閣人事局  
総務省 文部科学省

詳しくは情報や相談窓口はこちら  
厚生労働省 労働安全衛生局

# 11月の過労死等防止啓発月間における取組事項②

## 2. 過重労働解消キャンペーン

《過重労働解消キャンペーン特設ページ》

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

- (1) 使用者団体や労働組合に対し、厚生労働大臣名による協力要請  
長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、厚生労働大臣名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促進
- (2) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問  
都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例をホームページなどを通じて地域に紹介
- (3) 重点監督の実施  
長時間の過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導の実施
- (4) 無料の電話相談の実施  
「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応

実施日時 : 10月28日（土）9:00～17:00

フリーダイヤル : 0120-794(なくしましょう)-713(長い残業)

- (5) 過重労働解消のためのセミナーを開催  
企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、9月から11月を中心に全国で計66回、「過重労働解消のためのセミナー」（参加無料）を実施

【専用HP】 <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

# 《調査研究等①》 総合的な労働安全衛生研究

(労災疾病臨床研究：平成27年度～29年度、労働安全衛生総合研究所・過労死等調査研究センター)

## 1 労災認定事案等の分析

### ① 労災認定事案のデータベース構築

【対象期間】 平成22年1月～平成27年3月 【内 訳】 脳・心臓疾患 1,564件、精神障害 2,000件

<27年度> 労災調査復命書よりデータベースを構築し、年齢等の属性に従った基礎集計及び運輸業の脳・心臓疾患の試行的解析を実施。

<28年度> 業種横断的に、100万人当たりの認定率、労働時間その他の負荷要因、労働条件の違い等を解析。重点5業種のうち運輸業、飲食業の2業種に関する解析（運輸業：679件、飲食業：249件）。

<29年度> 重点業種のうち教職員、IT産業、医療の3業種その他長時間労働が懸念されるカテゴリーに関するデータの整理と解析。前年度までの成果を基に各負荷要因等の影響を詳細に解析。

### ② 労災不支給事案のデータベース構築

【対象期間】 平成22年1月（精神障害は平成23年12月）～平成27年3月 【内 訳】 脳・心臓疾患 1,961件、精神障害 2,174件

<28年度> 労災調査復命書よりデータベースを構築し、年齢等の属性に従った基礎集計を実施。

<29年度> 業種横断的に、労働時間その他の負荷要因、労働条件の違い等を解析。重点3業種（教職員、IT産業、医療）の詳細な解析。

<29年度> 3年間の研究成果の取りまとめ（認定事案と不支給事案の包括的な解析等）

## 2 疫学研究

(1) 職域コホート研究 過労死等の実態解明を進めるため、労働時間、仕事のストレス、睡眠時間等の要因と健診結果等との関連を長期間（10年程度）かけて調査し、どのような要因が過労死等のリスク要因として影響が大きいのかを調査。

<29年度> 27～28年度の準備段階を経て、対象集団（約2万人）に対して第1回調査（ベースライン調査）を実施。

(2) 職場環境改善に向けた介入研究 過労死等を防止する有効な対策を把握するため、職場の環境を改善するための取組を実施し、その効果を疲労度やストレス度などの継続的な測定により検証。

<29年度> 28年度の職場環境改善前（介入前）の調査を経て、職場環境改善に向けた取組を実施し、効果を検証。

## 3 実験研究

過労死等の防止のためのより有効な健康管理のあり方を検証するため、長時間労働と循環器負担のメカニズムの解明などをテーマに実験的な手法により研究。

<29年度> 27～28年度の準備と実験を経て収集した長時間労働と心血管系の負担に関するデータを解析。必要な実験を継続。

# ◀調査研究等②▶労働・社会分野の調査・分析

(平成29年度事業委託先 みずほ情報総研(株))

## 検討委員会の設置・運営

(委員)

今野 浩一郎 (学習院大学名誉教授)	黒田 祥子 (早稲田大学教育学部教授)
酒井 一博 ((公社)大原記念労働科学研究所長)	森岡 孝二 (関西大学 名誉教授)
山崎 喜比古 (日本福祉大学社会福祉学部大学院特任教授)	青木 栄一 (東北大学教育学研究科 准教授)
甲田 茂樹 ((独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 所長代理)	

## 調査・分析の内容

### 重点業種へのアンケート調査

(1) IT産業

➤対象数 ①企業調査：約4,000社、②労働者調査：約4万人 ➤調査方法 Web調査

(2) 教職員

➤対象数 ①学校調査：約5,600校、②教職員調査：約5万6千人 ➤調査方法 郵送調査

(3) 医療

➤対象数 ①病院調査：約4,000病院、②医師・看護師調査：約4万人 ➤調査方法 郵送調査

(4) 調査項目(上記(1)～(3)ともに)

①企業調査：労働時間制度・実態、休暇取得状況、過重労働防止のための取組状況、休職・退職の状況等

②労働者調査：労働時間の実態、休暇取得状況、過重労働・メンタルヘルス対策の取組状況、ストレスの状況、生活時間の状況等

(5) 調査実施時期 平成29年11月実施予定

## 「啓発①」職場のパワーハラスメントの予防・解決のための周知・啓発

- ▶ポータルサイト「あかるい職場応援団」サイトの運営
  - パワーハラスメントの定義についての解説や関連する裁判例・企業の取組を紹介
- 【平成29年度(4月～9月)実績 アクセス件数(訪問者数)約76.8万件(前年度比+16.9万件)】
- ▶ポスターやリーフレット等を作成・配布し、パワハラ対策支援セミナー等を開催
- 【平成29年度(4月～8月)セミナー開催県数 21都道府県、参加者数 1,046人】

## 「啓発②」大学・高等学校等における労働条件に関する啓発

- (1) 大学、高校等におけるセミナーや講義の実施
  - ①中学校、高等学校等への講師派遣【平成29年度(4月～9月)実績：45回】
  - ②大学・高等学校等における労働条件に関するセミナーの開催及び高校への講師派遣
  - 【平成29年度予定：セミナー開催回数 21回(参加者数 3,360人)、高校への講師派遣 100回(参加者数 12,000人)】
  - ③大学等において実施されるセミナー、講義等への都道府県労働局の幹部職員等を講師として派遣
  - ④若者雇用促進法第26条に基づき、中学・高校等へ講師を派遣
- (2) 過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業【平成29年度(4月～9月)実績：32回】
- (3) 大学等における労働法教育のための指導者用資料の作成・配付及び高校教員等の指導者向けセミナーの開催
- 【平成29年度(9月)実績：セミナー開催回数 5回、参加者数144人】

## 「啓発③」年次有給休暇の取得促進

- |  |        |                            |
|--|--------|----------------------------|
| (1) 時季を捉えた年次有給休暇の取得促進<br>10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、集中的な広報を実施 | 北海道旭川市 | 「旭川夏祭り」(8月)等に合わせた取組        |
|  | 山形県新庄市 | 「新庄まつり」(8月24日～26日)等に合わせた取組 |
|  | 埼玉県熊谷市 | 「熊谷うちわ祭り」(7月)等に合わせた取組      |
| (2) 地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進                       | 静岡県静岡市 | 「大道芸ワールドカップ」(11月)等に合わせた取組  |
|  | 大分県大分市 | 「大分七夕まつり」(8月)等に合わせた取組      |

# 「啓発④」長時間労働の削減のための周知・啓発

## 労働基準監督行政における長時間労働削減対策の取組状況

### 1. 長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底

【平成28年4月～】月80時間超の残業が行われている全ての事業場等に対する監督指導

### 2. 過重労働解消キャンペーンの重点監督

【平成29年11月】過重労働解消キャンペーン期間中に重点監督（予定）

### 3. 監督指導・捜査体制の強化

【平成27年4月～】過重労働事案に対する特別チーム「過重労働撲滅特別対策班」（かたく）の新設

→ 東京労働局・大阪労働局に設置（これまでに全国展開する7企業について書類送検を実施）

【平成28年4月～】本省に「過重労働撲滅特別対策班」を新設。47局において、「過重労働特別監督監理官」を新たに任命

→ 本省に対策班を設けて広域捜査の指導調整、労働局において長時間労働に関する監督指導等を専門とする担当官を任命

【平成29年4月～】本省に「過重労働特別対策室」を新設

→ 上記「過重労働撲滅特別対策班」を再編し、省令組織として新設

### 4. 新ガイドラインによる労働時間把握の徹底

【平成29年1月～】使用者向けの新たなガイドラインとして「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を策定

### 5. 本社に対する監督指導の創設

【平成29年1月～】違法な長時間労働等を2事業場で行うなどの企業に対する全社的な監督指導

### 6. 企業名公表制度の創設・強化

【平成27年5月～】社会的に影響力の大きい企業が、「違法な長時間労働」（月残業100時間超等）を複数の事業場で行っている場合に企業名を公表

【平成29年1月～】過労死等事案を追加するとともに、「違法な長時間労働」を月残業100時間超から月80時間超とするなどの要件の拡大

（公表事案：一般貨物自動車運送業（本社：愛知）（平成29年9月））

### 7. 情報の提供・収集体制の強化

【平成26年9月～】平日夜間・土日に、労働条件に関する電話相談窓口「労働条件相談ほっとライン」を設置

⇒平成29年4月より毎日開設（週6日→週7日に拡充）

【平成27年7月～】インターネットによる「労働条件に係る違法の疑いのある事業場情報」監視を実施

→ インターネット上の求人情報等を監視・収集し、労働基準監督署による監督指導等に活用

### 8. 取引の在り方や業界慣行に踏み込んだ取組等

【平成28年6月～】中小企業庁・公正取引委員会への通報制度の拡充

→ 長時間労働の背景として親事業者の下請法等の違反が疑われる場合に、中小企業庁・公正取引委員会に通報

# 「啓発⑤」メンタルヘルス対策の実施状況

## メンタルヘルス指針

※労働安全衛生法第70条の2第1項に基づく指針

(平成18年策定・平成27年改正)

職場におけるメンタルヘルス対策の原則的な実施方法を定めている。

### ○事業場内の体制整備

- ・衛生委員会等での調査審議
- ・心の健康づくり計画の策定
- ・事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任 等

### ○4つのケア

- ・セルフケア
- ・産業保健スタッフによるケア
- ・ラインによるケア
- ・外部機関によるケア

## ストレスチェック制度

(平成27年12月1日施行)

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止を主な目的とした制度。

- 50人以上の事業場において、年1回のストレスチェックの実施及び高ストレス者への面接指導（義務）

※平成29年6月末現在、事業場における実施率 82.9%

- ストレスチェック結果の集団分析及びその結果等を踏まえた職場環境の改善（努力義務）

## 事業場の取組を支援する施策

### I 都道府県労働局・労働基準監督署による指導等

### II 産業保健総合支援センターによる支援等

- 全国47都道府県に設置している産業保健総合支援センターにおいて、多様な支援を実施

(主な支援内容)

- ・ 事業者、産業保健スタッフ等からの専門的相談対応  
※約40,600件の内数（平成29年4月～平成29年8月）
- ・ 事業場への訪問指導  
※約2,600件（平成29年4月～平成29年8月）
- ・ 若年労働者、管理監督者に対する出張教育  
※約1,200件（平成29年4月～平成29年8月）
- ・ 職場復帰支援プログラムの作成支援
- 職場環境改善の実施、心の健康づくり計画の作成等に対する助成金

### III ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等

- ポータルサイト「こころの耳」を通じた、働く人のメンタルヘルスに関する情報提供、取組事例の収集・公表、メール相談・電話相談の受付 等

### IV その他

- 職場のメンタルヘルスシンポジウムの開催（新規）

# 「啓発⑥」商慣行・勤務環境等も踏まえた取組（その1）

## 自動車運送業への取組

### ・自動車運送業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議

「働き方改革実行計画」を受けて、自動車運送事業の長時間労働是正のための環境整備を目的とした省庁横断的な検討を行うために、平成29年6月29日に設置。8月28日に開催した第2回会議において、「直ちに取る施策」を策定。平成30年の春頃に、「自動車運送事業の働き方改革に関する行動計画」（仮称）を策定予定。

### ・トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会及びトラック運送業の生産性向上協議会

トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、取引環境改善及び長時間労働抑制を実現するための環境整備を図ることを目的とし、中央協議会と47都道府県に地方協議会を設置し、長時間労働是正のためのパイロット事業を実施。

平成29年度は、2年目となるパイロット事業の実施及び長時間労働是正に向けたガイドラインの策定方針について議論を行っている。ガイドラインはパイロット事業の結果を踏まえ、平成30年度に策定予定。

## 建設業への取組

### ・建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議

「働き方改革実行計画」を踏まえ、時間外労働規制の適用に向けて、発注者を含めた関係者による協議の下、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進などによる休日確保等に関する取組を推進するため、平成29年6月29日に設置。8月28日に開催した第2回会議において、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定。ガイドラインについて、公共工事の発注部局や、民間企業の団体等に対して周知を実施。

### ・建設業の働き方改革に関する協議会

官民一丸となって、長時間労働の是正や週休2日の確保に向けた取組を強力に推進していくため、建設業団体、主要な民間の発注団体及び労働組合等を構成員とし、平成29年7月28日に設置。ガイドラインの策定等、今後の建設業の働き方改革に関する取組について議論を行った。

## 情報通信技術者の労働条件を向上させる取組

### ・業界団体等と連携したIT業界の長時間労働対策事業

平成29年度は検討委員会の設置、IT企業への個別訪問による実態調査、プロジェクト毎のアンケートを通じた実態調査、企業向けセミナーの開催、働き方・休み方改善ハンドブックの改訂等を実施。

## 医師の働き方改革に関する検討

働き方改革実行計画において、医師についても時間外労働規制の対象とするが、医師法に基づく応召義務等の特殊性を踏まえた対応が必要であることから、改正法の施行期日の5年後を目途に規制を適用することとし、具体的には、医療界の参加の下で検討の場を設け、2年後を目途に規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得るとされた。これを踏まえ、本年8月より「医師の働き方改革に関する検討会」を定期的に開催し、平成30年の年明けを目途に中間整理を行う予定。

## 医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組（医療関係部局と連携して実施）

国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、長時間労働など厳しい勤務環境におかれている医療従事者の勤務環境の整備が喫緊の課題であることから、労務管理支援など、医療機関の勤務環境改善に向けた主体的な取組に対する支援の充実を図ることにより、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組につなげる。

### 1. 医療機関に対する相談支援の実施

- 各都道府県の「医療勤務環境改善支援センター」へ、医業分野アドバイザーや医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関の勤務環境改善の取組に対する支援を実施（支援センターは平成28年度全都道府県に設置済）。

### 2. 勤務環境改善に向けた調査研究

- 医療機関における労働実態（時間外労働、夜勤、連続勤務等）及び勤務環境改善マネジメントシステム※の実施状況並びに支援センターにおける活動状況の把握・分析を行い、更なる推進方策の検討（医療機関及び支援センターの取組に関する数値目標や評価方法等の検討を含む）を行う。

※ 勤務環境改善マネジメントシステム＝医療機関PDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を行う仕組み

### 3. 「勤務環境改善マネジメントシステム」の普及促進

- 全国各地でセミナーを開催。
- 勤務環境改善マネジメントシステムに関するリーフレット等を関係機関に配布。

### 4. 医療分野の「雇用の質」データベースサイトの運営

- 勤務環境改善に関する好事例等、医療機関が自主的に勤務環境の改善に取り組む際に活用できるデータベースサイトを継続運営。

# 「相談体制の整備等」

## 労働条件に関する相談窓口

労働条件相談ほっとライン【平成29年度（4月～9月）相談実績：23,327件】  
（主な相談内容） 長時間労働・過重労働 554件、解雇・雇止め 1,636件、  
賃金不払残業 1,364件、休日・休暇 1,928件

## 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」（URL：<https://kokoro.mhlw.go.jp/>）

- 職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供 【平成29年（4月～8月）アクセス件数：約95万件】
- 「こころの耳」メール相談窓口による相談対応 【平成29年（4月～8月）相談実績：約3,100件】
- 電話相談窓口「こころの耳電話相談」による相談対応 【平成29年（4月～8月）相談実績：約2,700件】

## 事業者や労働者からメンタルヘルス不調やその対策など相談に応じる者（産業医等）に対する研修

- 産業保健関係者への専門的研修 【平成29年（4月～8月）実績：約1,800件】

## 労働衛生・人事労務関係者等に対する産業保健の推進に関する研修

- 事業者・人事労務担当者向けセミナー 【平成29年（4月～8月）実績：約300件】
- 管理監督者向けメンタルヘルス教育 【平成29年（4月～8月）実績：約900件】

# 「民間団体の活動に対する支援」

## 過労死遺児交流会の開催

過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベント等を通して心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う交流会を開催。

＜開催日＞平成29年8月9日（水）

＜場 所＞長野県

時間	保護者プログラム	子どもプログラム		
09:30	家族の会についての講話、リラクゼーション	池の平ファミリーランドにて体験型アトラクション等を実施	白樺湖にてカヌー体験	
10:00 12:00	グループワーク			
12:00 14:30	牧場にてバーベキュー体験、昼食			
15:00 17:00	個別相談会、グループトーク	牧場にて食育等の体験学習(乳搾り、バター作り等)	乗馬体験プログラム	釣り体験プログラム
17:00 18:00	日本認知科学研究所 志村 祥瑚様による講演「思い込みを変える」というコンセプトでマジック等を体験しながらメンタルトレーニングを学習する			

